



議案第十八号

財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の設定について

次のとおり財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例を設定することについて、
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十五年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五十五年三月廿三日

原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条第五項の規定に基づき、財産区管理委員（以下「委員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第二条 前条に規定する報酬の額は、別表第一のとおりとする。

(費用弁償)

第三条 委員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 内国旅行については、別表第二に定める旅費 ただし、在勤地内旅行の旅費については、車賃の実費額及び日当一日につき千円の旅費
- 二 外国旅行については、国家公務員の例による旅費

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第四条 委員の報酬の支給に關しては、町長が別に定める。

2 委員の旅費の支給に關しては、三朝町一般職の職員の例による。

第五条 第三条に定めるもののほか、委員が職務を行うため要した費用は、その相当額を
そのつど支給する。

附 則

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

別表第一（第二条関係）

財産区別	職名	報酬の額
小鹿財産区	会長 職員職務代理者 委員長	日額 五〇〇〇円 日額 五〇〇〇円 日額 五〇〇〇円
三徳財産区	会長 職員職務代理者 委員長	日額 八〇〇〇円 日額 五〇〇〇円 日額 五〇〇〇円
三朝財産区	会長 職員職務代理者 委員長	日額 四四〇〇円 日額 三六〇〇円 日額 三六〇〇円
旭財産区	会長 職員職務代理者 委員長	年額 二〇〇〇円 年額 九〇〇〇円 年額 八〇〇〇円
竹田財産区	会長 職員職務代理者 委員長	年額 二〇〇〇円 年額 一〇〇〇円 年額 一〇〇〇円

別表第二 (第三條関係)

普通旅客運賃及び急行料金	県内	普通旅客運賃	普通旅客運賃及び急行料 金及び座席 指定料金	船賃	航空賃	車賃 (一キロメートルにつき)	日当 (一日につき)	県内 宿泊料(一夜につき)	県外 宿泊料(一夜につき)	食卓料 (一夜につき)
	県外	普通旅客運賃、急行料 金及び座席 指定料金								
		普通旅客運賃及び座席 指定料金								
		運賃実費								
		二三円								
		一九〇〇円								
		八九〇〇円								
		九九〇〇円								
		一九〇〇円								